



薬 第 1784-2 号  
令和 2 年 11 月 19 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和2年11月19日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 知事指定薬物

次に掲げる3物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) N, N-ジエチル-2- {[2-(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】 I s o t o n i t a z e n e

(2) メチル=3, 3-ジメチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-

1H-インダゾール-3-カルボキサミド] ブタノアート及びその塩類

【通称名】MDMB-4en-PINACA

(3) 1- {2-メチル-4- [(E)-3-フェニルプロパー-2-エン-1-イル]  
ピペラジン-1-イル} ブタン-1-オン及びその塩類

【通称名】2-methyl-AP-237

(4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

## 2. 施行期日

令和2年11月20日

健康医療部

生活衛生室薬務課

麻薬毒劇物グループ

TEL: 06-6941-9078 (直通)

FAX: 06-6944-6701